

グロッチウスとその自然法

大 平 善 梧

一 グロッチウスの生涯⁽¹⁾

フーゴ・グロッチウス Hugo Grotius は、その本名はオランダ語でフイグ・ヂ・フロート Huig de Groot と言ひ、一般にはラテン語化された名前をもって知られている。グロッチウスは、一五八三年四月一〇日にオランダのデルフト Delft に、カルピン派に属する教養と富裕にみちた家庭に生れた。彼の父ヤン・ヂ・フロート⁽²⁾ J. B. de Groot は、広い分野に及んだ学者で、一時デルフト市長 Burgemeester を勤め、またライデン大学の三人制の管理者の一人に任じられた。彼は恵まれた境遇に人となつたばかりでなく、全く稀れに見る神童であつた。彼は、弟ヤンの死を嘆く父を慰めるラテン語の詩を七歳にしてものし、その詩の原物はいまでも保存されている。十一

歳でライデン大学に入り、三年の後に数学・哲学・法律の卒業論文を通過している。同時に彼は数個の詩をラテン語及びギリシア語で作り、十五歳で古代ローマの作家マルティアヌム・カペラ Martianus Capella の百科全書的な譬喩詩を編集し、二年後に出版した。たちまちにして彼の名声は四方に広がり、十五歳のときにフランスのアンリイ四世の宮廷に派遣されるオランダ公使団の随員に選ばれ、パリで堂々と自作の詩を披露して、国王をして「オランダの奇跡」と感嘆せしめた。オルレアン大学は彼に法学博士の学位を贈呈した。十六歳にして、法曹の実務に従事し、また人文方面の労作に献身した。十八歳でラテン語の悲劇『失樂園』 Adamus Exul を書き、一六三五年にはそれが英国で翻訳されている。一六〇三年に、他の著名な専門家を抜いて、オランダ史の史料編集

官に選ばれた。

グローチウスが国際法に関心を向けるに至ったのは、弁護士としての仕事の偶然の機会からであった。必要は科学を生む母であるが、グローチウスは実務の必要から国際法の父と呼ばれる労作へと引きこまれた。一六〇一年に、マラッカ海峡でオランダ東印度会社の小艦隊が、スペインと交戦中であつたことを理由に、当時スペインの支配下にあつたポルトガルの商船を捕獲した。そのポルトガル船カタリナ号 *Catharina* は載貨とともに船長ヘームスケルク *Heemskerck* によつてオランダに引致され、高価に売渡された。ヘーグで開業していたグローチウスは、オランダ東印度会社の委嘱を受けてカタリナ号捕獲事件の弁護のために立つことになつた。会社の株主は、キリスト教徒は戦闘行為を行つてはいけないとか私船は捕獲を行えないとかその他の理想的な原則を持ちだして事件を攻撃した。この批判にたいする弁駁書を執筆することを会社がグローチウスに依頼したもので、彼は一六〇四年冬から翌年の春にかけて、『捕獲法論』*De Jure Praeda* を脱稿した。深く基本原則にまで踏みこんで、彼は会社の行動の正当性を論証した。この捕

獲法論の一部、すなわち、その第十二章にあたる部分が、一六〇九年に『自由海論』*Mare liberum* として出版された。最初は匿名で、第二版にいたつて初めてグローチウスの名がその書名の頁に現れているということである。その他の原稿は公刊されず、一八六四年まで埋蔵されていたが、ヘーグ古本市で発見され、一八六八年にライデン大学より出版された。グローチウスは、単に事件の擁護を行ったのみならず、国際法の体系的思索を試み、捕獲法論の実体は、後に執りかかつた歴史的な著作『平戦法論』のなかに注入されたわけである。

一六〇七年にグローチウスは、オランダ・ジーランド及び西フリエスランドの法律顧問 *Advokaet Riscuel* になつたが、この地位は英米やインドの法務長官 *Attorney General* に相当する重要なものであつた。彼の新しい職務の重責にもかかわらず、彼は広く学者との書翰の交換に努めるとともに、時間を割いて宗教戯曲『キリストの悲情』*Christus patiens* を書きあげ、好評を博したばかりでなく、オランダの歴史書『古代バタヴィア共和国について』*De antiquitate reipublicae Batavae*, 1610. を物にした。後者は、彼が仕えていた諸州の歴史とその貴

重さを強調し、スペインからの独立の意義を陳述し、オランダ貴族によって代表される寡頭共和政治の利益を力説している。オレンジ家の指導のもとに、国際的地位の不安定さを除くために、当時オランダの統一が進められていたが、彼の主張はこの運動に抵抗する傾向を示していた。この書もまた大成功をみ、一七三八年にラテン語から地方語に翻訳する必要があったほどである。

一六一二年三月にグローチウスは迎えられて、オランダの第二の大都市ロッテルダムを知事になった。同じ年にオランダの外交団の一員として、英国に赴き漁業交渉を行ったが、慎重な政治的考慮を欠く彼の性格のためであったのか、成功しなかった。

当時オランダで宗教論争が盛んで、グローチウスはこの政治闘争化していた宗教論争に捲きこまれてしまった。オランダでは神の予定支配を信ずるカルヴィン神学が伝統的に盛んであったが、ライデン大学教授ヤコブ・アルミニウス Jacob Arminius が神の恩寵の普遍的なことを説いて、大胆にカルヴィン派の厳格主義を攻撃した。同じ大学にカルヴィン派のホルマス Franz Gomarus がおり、同僚間の宗教論争は全国的政治論争に発展し

た。オランダの諸州は全連盟の最大部を占めていたが、論争の訴えを聴いた当局は各自がそれぞれ自制して解決することを勧告した。この自然的解決ならば、オランダの貴族政権はアルミニウスの教義に傾いていたから、アルミニウス派に有利に落着いたかも知れなかった。一九〇六年アルミニウスが逝去し、グローチウスはこれに追悼詩を捧げたために、この政争に係わりを持つにいたった。アルミニウスの後任として、同派ゴンラド・ヴォルステイウスが教授に任命され、この就任がまた宗教論争を激化した。正統的カルヴィン派は全国的基盤での宗教裁判を主張し、オレンジ家のマウリッツ公 Maurits, Prinz van Oranje は自己の野心からこの要請を取り上げることになったが、オルデン・バルネヴェルト Oudenbarneveldt は寧ろアルミニウス派に左袒した。グローチウスは、初め中庸的な立場を守っており、その後、バルネヴェルトとの交友関係ならびにロッテルダム知事としての地位から、オランダ諸州の側へ熱心に加勢することになった。グローチウスは信仰について極めて穩健で自由な立場を執り、一六一七年に『キリストの贖罪について』、ハウスタス・ソシヌスにたいするカトリック教義の弁護

論』を著わしている。ソシヌス Fautus Socinus (1539—1604) は、イタリアの宗教改革者で、人文主義的思想を持ち、理性と道徳にもとづいてカトリック教義を批判し、罪よりの救いは報償によらず赦免によるものだと考えた。これにたいし、グローチウスは、ソシヌスと異って正義を守る正統主義の立場を擁護しつつも、贖罪のなかに正義の緩和を認める独自の統治説と呼ばれるものを打ちたてた。この贖罪論が彼の法律体系に大きく影響していること後述する通りである。

オランダの宗教論争は、内乱状態に発展し、両者の交渉は失敗し、オレンジ・マウリッツ公は一六一八年七月三一日クーデターの強行策に打って出た。政治的な動機からマウリッツ公は特別裁判所を一六一八年一月に構成し、翌年五月にバルネヴェルトは反逆罪で死刑に処せられ、グローチウスもまた終身刑を宣せられた。グローチウスは六月にルーフェスタイン Loovestein の古城に幽閉された。囚人として、彼はすばらしい生活力を発揮した。書籍の利用を許可されていたので、二年たらずの幽閉中に、長く残る価値ある二つの労作を完稿した。その一は、『オランダ法學綱領』*Intending tot de Holland-*

sche Rechts-geleertheyd というローマ・オランダ法にかんする入門教科書であり、非常に秀れており、二十世紀の今日までもとくに南アフリカで利用されている。⁽³⁾ その二は、『キリスト教の真理』*De veritate religionis Christianae*, 1627. と題する小冊子で、主として航海業者を以てととしたキリスト教の主要な教義の啓蒙的な解説であった。この本は世界的に有名で、初めはオランダ語で書かれていたが、後に沢山の国語に翻訳され、十九世紀まで版を重ね続けた⁽⁴⁾ ということである。

グローチウスは、妻マリア・ファン・ライヘルスベルヘン Maria van Reijgersbergen の奇智と勇氣によって、劇的にも一六二一年三月にルーフェスタイン城から脱出することができた。友人から借り入れた本の出入に使用した権に身をひそめて城を遁れえたことは幸運であり、このために世界的な巨作『平戦法論』が出現することになった。彼は一六二一年四月フランスに潜入し、国王と友人から歓待を受け、パリにて一六二二年末から準備にかかり、一八二三年と翌二四年を費して『平戦法論』*De Jure Belli ac Pacis, Libri Tres, In quibus jus Naturae et Gentium, item juris publici praecipua explicantur.* を

書き上げ、フランス国王ルイ十三世に捧げた。三十年戦争（一六一八—一四八）が当時激しく進行していた最中であり、グローチウスは全能を傾けて本著により法と平和との回復に貢献しようとして望望した。彼は亡命の身で、何らの地位にも恵れていなかったため、求職の自薦運動として執筆した点もあったであろうと見られる。

彼の著述は直ちに高く称価せられた。しかし、グローチウスの晩年は寧ろ失意の時であった。オランダへの復職の企ては失敗に帰したし、オランダやドイツを数年放浪しなければならなかった。ついに、一六三四年に、スウェーデン国王グスタヴス・アドルフス Gustavus Adolphus の遺志に従い、宰相オクセンステイエルナ Oxenstierna はパリ駐在のスウェーデン大使に任命し、グローチウスは宿望の地位を獲得することができた。これは『平戦法論』が彼に与えた荣誉の表徴であり、グスタヴス・アドルフスは野戦の床にもこの書を携行したと伝えられている。しかし、彼は外交実務家としては成功しなかった。

パリの大使としてグローチウスは十年以上その職にあつたのは、三十年戦争の混乱に際会していたためだと思

われる。ところが、彼は新旧教会の再統一という宗教問題にさらに捲き込まれてしまい、また、歴史の穿鑿、作詩、外国学者との広い通信に耽った。彼の大著の改版以外には、再び国際法の研究には戻らなかった。国際法はむしろ彼の関心の周辺にすぎなくなってしまうように思われた。その後、彼の多くの著作は世評から顧みられず、僅かに福音書への註解は歴史的哲学的方法を聖書の解釈に導入した点で注目されたにすぎない。

グローチウスは常駐の外交使節にはむかなかつた。外交官として望ましい順応性を欠いていた。彼は法律家なしいし学者として比類ない權威を有していたにもかかわらず、またフランス国王の個人的愛顧を受けていたにもかかわらず、フランス政府との間に満足な外交關係を樹立することができず、リシュリイ宰相は繰り返して彼の召還をスウェーデン政府に要請した。彼は種々の文学活動に深くはまりこみ、教会統一に奔走したので、その職務に献身することができなかった。スウェーデン政府は特別交渉使を派遣して不満の意を示し、ついに、一応四四年に彼を呼び戻した。ストックホルムにおいて彼は優遇されたけれども、何の職務も提供されなかった。彼は

理由を告げずにリューベック港へ帰航することになり、不幸にもその乗船は暴風雨のために難破の危険に遭った。彼は止むなくポメラニアの海岸に上陸し、無蓋の馬車でその旅を続けるより外はなかった。彼は途中のロストック Rostock で旅を中絶し、病気を癒やすことになったが、病勢悪化し、一七四五年八月二十八日の深夜にその地で死んだ。まことに悲哀にみちた人生の表徴的な最後だといわねばなるまい。

彼の遺体は初めロストックの司教座聖堂に埋葬されていたが、そのの間もなく、その故郷のデルフトの司教座聖堂に納められた。ウイリアム沈黙王その他の多くの偉大な人々が眠っている側に、この不世出の碩学、比類稀れな天才の墓がある。筆者も一九五五年の夏晚くデルフトの地を訪れ、この聖堂に参詣して深い感動を覚えたことがあった。その墓碑銘は、彼自から生前に選んでいたので、次ぎのごとく記されている。

Grotius hic Hugo est, Batavum
capitvius et exuli,

Legatus Regni, Suecia Magna, tui.

囚人にして追放者 オランダ人にして

偉大なスウェーデンよ 汝の王国の大使たる

フリーゴ・グローチウスここに眠る

(1) この論文の原型は、私が東京商科大学学部三年の折、卒業論文のためにグローチウスの研究を行い、昭和三年一橋会の雑誌『ヘルメス』第一号に「グローチウス自然法の理論的構成」と題して発表したものである。グローチウスの自然法思想は、彼の神学思想の理解なくしては、その正しい姿を把握できないというのが私の主張であった。概念法学には満足できないとされた恩師岩田新博士の思想的影響に基づくこと勿論であったが、キリスト教の教義にたいする興味は、三浦新七博士及び金子鷹之助教授の講義によって喚起されたものである。神田の古本屋にて、グレンステッドの贖罪論史を入手して、グローチウスの贖罪論があることを知り、非常な感激を覚えた。岩田博士の指導のもとに、プロゼミナルの仕事として、ポロツクの法律論文集を輪読したが、自然法学説に接した初めである。偶々、ウエストレークの国際法論文集を入手して、そのグローチウス解釈の獨創性に驚むのに驚き、しかもこれを契機にしてグローチウスの贖罪論がそのままに『平戦法論』に展開していることを、私は発見した。このグローチウス解釈は、ウエストレークにも出ていないところであって、今日といえども尚価値ある考え方だとも思われるので、改めてその線で執筆し直したものである。キリスト教にたいする理解も、当時よりは遙かに進んでおり、また国際法の素

著の條はつたがひ、三十三年前の半生時代の考をたゞ肉に
けをきたのは、私と同じく喜ばしく思われる。

田中耕太郎博士は、私と同じ頃、ローチヌムの自然法を
神学上の切り離す事に反対されたが、最近キムチハマン
キムチハマンの同じ見地をとり、ローチヌムの眞の著者キム
チハマン Wahrfafte Christlichen Methode を著した。

(2) ローチヌムの伝記と著述の二三 (豊村木四)
Knight, W. S. M.; *The Life and Works of Hugo
Grotius*, London, 1925.

Vreeland, H.; *Hugo Grotius*, New York, 1917.

A. Lyssen, ed.; *opinions sur sa vie et ses oeuvres*,
Leyden, 1925.

Vollenhoven, C. van; "Grotius and Geneva" in *Biblio-
theca visseriana*, vol. vi, Leyden, 1926, pp. 1—81.

Basdevant, Jules, in *Les fondateurs du droit inter-
national*, ed. by A. Pillet, Paris, 1904.

Potter, P. B.; *The Freedom of the Seas*, New York,
1924, pp. 57—80.

White, A. D.; *Seven Great Statesmen*, New York
1910, pp. 55—110.

Nussbaum, Arthur; *A Concise History of the Law
of Nations*, 2nd ed., 1954.

Ter Meulen, Jacob; *Concise Bibliography of Hugo
Grotius*, Leyden, 1925, 1950.

Grotiana, *Vereniging voor de uitgave van Grotius*,

nos. i—iii, the Hague, 1928—30.

van Eysinga; *Hugo Grotius, eine Biographische Skiz-
ze*, Basel, 1952.

Ottenswälder, Paul; *Zur Naturrechtslehre des Hugo
Grotius*, 1950.

Chrout; *Hugo Grotius and the Scholastic Natural
Law tradition*, in "The New Scholasticism," Vol.
XVII, 1943.

Lehmann; *Hugonis Grotii manes vindicati*, Delft,
1927.

Van Brandt; *Historie van het Leven H. de Groot*,
Dordrecht, 1727.

Von Luden; *Hugo Grotius nach seinen Schicksalen
und Schriften dargestellt*, Berlin, 1806.

Charles Butler; *Life of Hugo Grotius*, London, 1826.

L. Neuman; *Hugo Grotius*, Berlin, 1884.

D. P. de Bruyn; *Opinions of Grotius*, London, 1894.

Bluntschli, J. K.; *Geschichte des allgemeinen
Staatsrecht*, Munich, 1864.

Figgis, J. N.; *From Gerson to Grotius*, Cambridge, 1916.

Hély; *Étude sur le droit de la guerre de Grotius*,
Paris, 1875.

Crenzer; *Luther und Grotius oder Glauben und
Wissenschaft*, Heidelberg, 1846.

Kaltenborn; *Die Vorläufer des Hugo Grotius*, 1848.

Walker, T. A.; A History of the Law of Nations, Vol. 1, 1899.

私の論文は、ウリーランド、ヌスバウム、ホレンホーフ等の記述に拠った。とりわけ今回はヌスバウム先生の周到な研究に負うところが大きい。尚日本のグローチウスの生涯と学説を解説したものは、左のもの注目。

大沢章『グローチウス自由海論の研究』昭和十九年。

田中耕太郎『グローチウス』(岩波講座『世界思潮』八卷)昭和二年。

和田小次郎『グローチウスからフュンデルフ、トマッウスへ』『法思想の潮流』昭和二十六年。

一又正雄『グローチウス』『法律思想家評伝』昭和二十五年。

——『グローチウス考』『グローチウス戦争と平和の法』第三卷昭和二十六年。

板垣與一『世界政治経済論』昭和二十六年。
井上茂『自然法の機能』昭和二十六年。

尚グローチウスの『平戦法論』は一又正雄教授の努力によって全文邦訳された。この邦訳の刊行は国際的注意を受けた快挙であった。この論文も一又訳に負うところが多いが、重要な箇所につき私なりの改訳を試みたものも少くない。また高島・山田『社会科学年表』参照。

(3) 彼の『オランダ法学綱領』(Inleiding tot de hollandsche rechts-geleertheit) は、一六三一年にハーグで出版せし、S. J. F. Ardræe 及び L. J. von Apeldoorn の二

人の手によって編集されて、一九二六年にアムンハイムより二冊本で三版として発行されている。また一八四五年に C. Heribert によって英訳され、一八四五年にロンドンから出版された (Cornelius van Vollenhoven; Encyclopaedia of the Social Sciences, Vol. 7, p. 178)。

(4) 私は最近神田の古本屋よりグローチウスの『キリスト教の真理』を購入した。一七五五年にロンドンで出版されたラテン語版である。Hugo Grotius de Veritate Religionis Christianae, libri duo, Londini, 1755.

(5) グローチウスは、一六二五年から一六三一年の間に、その『平戦法論』を修正拡大し、フランス滞在の終った直後、一九三一年にアムステルダムから第二版を出版した。その後、一六三二年、一六四二年、一六四六年の三回の続刊がグローチウスの手で行われたが、これらは別に本文を変えるものではなかった。ただ一六四二年版で可なりの補充援用が註でなされ、それが一六四六年で再刻されたわけである (Cornelius van Vollenhoven; Encyclopaedia of the Social Sciences, vol. 7, p. 177.)。

二 グローチウスの自然法の神学的考察

グローチウス Hugo Grotius (1583—1645) は、卓越した法律家で、近代法学の創始者の一人として、不朽の功績をあげてゐる。彼の『平戦法論』(De Jure Belli ac Pacis,

Libri tres, In quibus Jus Naturae & Gentium, item juris publici praecipua explicantur, 1625. は、グローチウスをして「国際法の父」と呼ばしめるほどの影響を後世に与えた。彼は多方面な活動を行い、宗教・文学・言語学・哲学・歴史のすべてに秀れた労作を残しているが、彼の学問としては寧ろ周辺とも考えられた法律学とりわけ国際法学において、比類ない歴史上の足跡を刻みこんだことは、運命の女神の不思議な取りなしのようにも思われる。しかし、グローチウスの博学強識から生れた偉大な総合的創造性は、一人の人間に与えられた能力の可能的限度を遙かに越しており、彼の獲得した荣誉は決して不当な幸運の結果とは目されない。

グローチウスの法学的評価は、時代とともに変化したようである。国際法が自然法思想の影響のもとに立っていた時代には、グローチウスの名は長く圧倒的な權威を保持しつづけた。グローチウスは、初めて国際法の世俗化 Secularization of International Law を完遂し、独立した自然法の基礎の上に国際法をまた広く法律を据えつけたものと目された。だが実証法主義の勃興とともに、十八世紀にいたるや、グローチウスの名は忘れられて、

国家の団体性を主張し、主権国家の行動を規律する法として国際法を把握したヴァッテル Emericus von Vattel (1714-67) とその著書 *Traité du droit des gens* (1758) が時代を風靡してしまった観がある。⁽⁶⁾その後十九世紀にいたってホイートン Henry Wheaton (1785-1848) が自然法に基づき国際法を再修整し、また、歴史家ハラム Henry Hallam (1777-1859) が欧州史の立場から資料的にグローチウスの労作を再称価したため、グローチウス研究が盛んとなった。さらに、彼の名声を世界的に再確認したのは、ヘーグの平和会議(第一回一八九九年・第二回一九〇七年)の開催であり、それにもまして国際連盟の創設であった。グローチウス協会 Grotius Society と彼の名を冠する国際法研究の国際団体が組織されて今日まで年次大会を開いており、国際連合の再建後もグローチウス研究は各地で行われ、国際グローチウス財団 International Grotius Foundation と称する団体が現在刮目すべき活動を展開している。⁽⁷⁾「グローチウスの『平戦法論』は聖書につき最も大きい影響を人間の意志と行為とに及ぼした著作である」と、オッペンハイムが嘗て絶賛したことがあるが、必ずしも溢言でない面がある。

グローチウスは、「国際法の父」と呼ばれるとともに、「近世自然法の創設者」と称せられている。確かにグローチウスは、自然法の基礎の上に国際法を根拠づけようと試み、そして彼の体系は非常な成功を見た。世人はこの国際法の世俗化を目して、彼の法思想の一大特徴とし、その意味において彼の史的な位置を決定しようとしている。一般通説においては、彼の自然法が神の權威から分離しており、自然法という合理的な性質から法を導きだし、よって法学が神学から独立したのだと解釈されている。グローチウスを近代自然法の創設者であるとする判断は、古くはプッフエンドルフ Samuel Pufendorf (1632-94) にまで溯ることができる。プッフエンドルフは、徹底した自然法主義者で、ハイデルベルグ大学に初めて設けられた自然法と国際法の講座の担任者となり、十七世紀の偉大な法哲学者である。プッフエンドルフは、グローチウスを比類ない人間 *vir incomparabilis* と賞讃し、彼は学校で教授されてない分野にまで敢えてのりこえ、数世紀の間埋もれていた自然法論を暗夜のなかから取り出したと述べている。この見解はなお多くの著書で繰り返されて⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾いる。

ドイツ国家学の大斗エリネック Walter Jellinek は、その著『一般国家学』 *Allgemeine Staatslehre* において、国家学の歴史を述べ、宗教及び政治からの法学の独立を探究し、「新たに生れた世界は、根本的に変革された状態にかんするある確実な基礎を求めたのであり、古代ならびに中世の観察によって発見されていた自然法が、その役を努めた。自然法の特質は、なかならず、神学的基礎から解放せられ、神の命令ではなく、むしろ内部的必然性から、その独立を主張するという点にある。この自然法は、初め主として公法に向けられていた。国家、その発生・本質・機能は、自然法から転来されている。それ故に、その初めから法学的理論として生じ、かつ国家の政治学的な取り扱い方法とは意識的に矛盾するような国家にかんする一般理論が現われてきた。このような法を政治にたいして独立させることは、すでにグローチウスによって熱心に主張された」と記し、『平戦法論』の序論五七章を註で指摘している。⁽¹¹⁾ エリネックが自然法の起源を古代及び中世の思想に求めるのは正しいが、なおグローチウスに神学及び政治よりの解放の功績を与えようとしている。シュタムラー Rudolf Stammler は、『法及

『法學の本質』の中で、自然法理論を説明し、その根本的思想として自然法とはその内容において自然に適應するところの法であると規定し、「古くから人間の自然に立ち拠ろうとすることが試みられた。これがとくに顯著に認められるのは、フーゴー・グローチウスがこの方法によって、教会教理の支持から独立であり、しかも無神論者といえども學的に基礎づけられたものとして承認しなければならぬような、法の普遍妥當の基礎を見出そうと企てたときである。その場合において、自然は、あらゆる人間に普遍妥當的であり、無制約的に帰属するところの、ある基礎的なものとして考えられた。しかし、それがいかなる特性をもつか、ということにかんしては諸諸の見解がつねに錯綜している。グローチウスはかようなものとして社会的本能 *appetitus societatis* すなわち、同輩との継続的な平和的な場合にたいする人間の自然的本能を掲げた」と記している。⁽¹²⁾ ベルロルツハイマア *Ernst Berolzheimer* も、グローチウスを法理学における「デカルト」と称すべきであるといひ、「われ思う故にわれ在り *Cogito ergo sum* というデルカルト派の標語から合理哲学が生れたように、理性の上に法を置いたことがグロー

チウスをして独立した純粋に合理的な自然法体系の創設者とならしめた」と述べ、グローチウスによれば、自然法は神の意志及び存在に関係なく、また国家は人間の制度であり合意に基づくもので、法は人間の創造にかかり社会的本能から出発すると解説している。⁽¹³⁾

グローチウスの自然法論の特色を、神学からの離脱にあるとする学者が、その根拠として最も多く援用しているのは彼の『平戦法論』における次ぎの言葉である。

「神は存在していない、また人事を顧慮していないという仮定を試みた場合でも……自然法は妥當する。」⁽¹⁴⁾ *Haec quidem quae jam diximus, locum aliquem haberent, etiamsi darentur, quod sine summo scelere dari nequit, non esse Deum, aut non curari ab eo negotia humana.* (Prol. XI)

「自然法は永久不変であつて神といえどもこれを変更することができない。神の力は測り知れないものとはいへ、その力の及ばないものがあるといひうる。何となれば、そう我々が言ったとしても、単に言われているだけであつて、實在を説明する何等の意味をもたず、また、そういうこと自体に矛盾が存する。それ故に、神さえ

も、二の二倍が四にならないようにできないと同じように、本質的に悪いものを悪くしないとすることは全くできない。」 Est autem jus naturale adeo immutabile, ut ne a Deo quidem mutari queat. Quamquam enim immensa est Dei potentia, dici tamen quaedam ossunt, ad quae se illa non extempis; quia quae ita dicuntur, dicuntur tantum, sensum autem qui quae rem exprimat nullum habet, sed sibi ipsis repugnant. Sicut ergo ut his duo non sint quatuor ne a Deo quidem, potest effici, ita ne hoc quidem ut quod intrinseca ratione malum est, malum non sit. (Lib. I, Cap. I, X)

この通説は、わが国にそのまま継受され、牧野英一博士を始め、多くの学者によって祖述されている。近刊の『自然法の機能』において、井上茂教授は、「自然法は、経験としての法がよびおこした理念としての法である」と定義し、この法の理念像の機能を思想的に考察し、近代自然法への路は神学からの解放であるとし、「合理的な法体系が、一定の〈自明の公理〉としての社会原理から構成される」という考え方は、中世キリスト教的自然法の〈世俗化〉として、非神学的解釈を第一の仕事とし

たグローチウスによって理論的に展開された」と書きだして、グローチウスにおける『人間的』自然法を説明している。⁽¹⁶⁾

しかし、私は、一般の通説がグローチウスの自然法が教権からの消極的な解放であると主張する解釈に反対し、むしろ彼の特色を積極的な自然法的法体系の建設の面に求めたいと思う。しかも、彼の自然法の理論的構成を研究するには、彼の神学的見解を熟知することを要すると信ずる。彼の法律思想は、彼の信仰と神学とから生れたもので、彼の神学思想を考察することなしには、到底彼の自然法体系を理解することはできない。法実証主義の立場からすれば、法は法のみによって解決するという自給自足主義が尊いかも知れない。されど、偉大な思想家の学説を理解するためには、より広い教養をもってより総合的な研究方法を採用するのが適当である。従って、自然法とキリスト教神学とを結びつけずしてはグローチウスの法律体系は成立しえないと私なりに考えるものである。

前にグローチウスが偉大な神学者であったことを紹介した。彼は実に敬虔なキリスト教徒であり、常に聖書に

親しみ祈りをこととしていた。まず彼が恵れた宗教的環境の中に成人したことを挙げねばならない。彼の生家は、前述したように、デルフトの旧家で、彼の父ヤン・デ・フロートは学識の高い熱心な新教徒であり、よく子弟の教育、ことに宗教教育にまで留意した。グローチウスは、ライデン大学に留学中、『平和なキリスト教徒』の著者フランシス・ユニウス *Franciscus Junius* の家に寄寓した。ユニウスはフランス及びオランダにおける宗教改革の熱心な唱道者として歴史上有名である。グローチウスは、この神学者の感化によって、一生涯これに乗てることのなかった静穩な信仰を獲得した。また、彼が十三歳のとき、母アリダ *Alida van Overschie* が頑固な旧教徒であったのを、グローチウスは熱心な勧告と道理のある説明とをもって、ついに新教の信仰に改宗させるにいたらしめたと伝えられている。彼は聖書の註訳を行い、また手頃な入門書を物した。一六一八年にグローチウスがバルネヴェルト及びホーヘルベーツ等とともにモウリッツ公により逮捕され、宗教裁判によってローフェスタイン城に幽閉されるといふ悲劇に遭ったのは、政治的理由もあったが、やはり彼が自由で真摯なアルミニヤ

ンのな信仰を守ったという宗教的理由がその原因をなしていた。グローチウスは情熱をもって新旧教会の再統一を念願し、終りまでその運動のために身を捧げたのである。

このように熱心で中正なキリスト教の信徒であったから、前述の神と自然法との分離の例としてあげられている言葉も、一般通説の考えてるほど、明瞭に神を無視しているのではない。グローチウスは『自由海論』を書いた当時の方が一本調子に自然法を振りまわした観があり、『平戦法論』を著述した頃はすでに円熟し、説得の方法もより巧妙となり、極めて慎重な態度を持ち、寧ろ折衷的な表現を使用したといつてよい。グローチウスが、自然法は神は存在しない、また神は人事を顧慮しないと、いうような仮定のもとにおいても妥当すると言ったすぐ後に「その仮定そのものはわれわれが重い罪なくして敢えてこれを立てることはできない」と明言している。さらに、「理性ならびに恒久の伝統がこのような仮定の誤っていることをわれわれに教えるところであり、各世紀を通じて信頼された多数の証拠および奇跡によって確認されているところである」(De Jure Belli, Prol., XI)と

記している。また彼は、「われわれを取扱ふところの、この自然法自体は、あるいは社会生活に関連あるもの、あるいは広い意味でそう呼ばれているもの——たとい人間の内的原理から出てくるものであっても——を含むのであれ、当然神に帰しうるところのものである」(De Jure Belli, Proli, XII)と断言し、その上、「このような命令が存在する対象となる行為は、それ自体、義務的であるか、また許容されないものである。そして、それ故に、このような行為は、必然的に神によって命令されるか、あるいは禁じられるということが理解される」(De Jure Belli, Lib. I, Cap. X)と記している。グローチウスは、自然法の終局の存在を神に帰し、自然法を神より分離しえないものと考えたばかりでなく、自然法は神といえども変更しえないと言いつつも、自然法の不易な理由をさえ神に求めようとする箇所も見えだされる。「自然法は神の摂理から発生したものであるが故に、それは不易である」(Mare Liberum, Carnegie, p. 53)と述べるのであるから、神意法すなわち自然法であるという二元的調和論にまでなっていると云わねばならない。

この意味からして、グローチウスの自然法論は徹底し

ていない、また何ら独創性のないものだとも批判されることになる。彼の自然法はギリシヤ以来の法思想、とりわけ後期スコラ主義の影響の下にあり、スペイン系神学者及び法学者に負うものであると指摘される。最近になって、教義学の歴史的研究の結果、グローチウスの思想は、聖アウグスチンからスワレズ Francisco Suarez (1588—1651)に拡がり、とくに聖トマスにおいて頂点にいたった大きな自然法の伝統に直接に続くものと断定されたのは、当然だといってよい。⁽¹⁶⁾しかし、偉大な思想家のうちには、いまだ知られなかつた新境地を開拓する学者ばかりではなくて、すでに存在ししかも世人にはまだはつきりと判っていないものを取りだしこれに新しい意味を与えるという傾向の学者も加えられねばなるまい。これはとりわけ法律思想家に当てはまるところである。グローチウスの特質は理論的な純粋性や独創性に存在するのではなくて、その総合性と実践性に存在していた。彼の使命は實際価値 practical value に係っており、現実の要請に立ち向つたが、しかも、その方法は普遍妥当する基本原理を求め広く将来を眺める態度であつた。⁽¹⁷⁾グローチウスの眼前にあつたものは、三十年戦争によって荒廢の

頂点に達している欧州の山野であり、これにいかにも速かに秩序と光をもたらすかということが最大の課題であった。彼は真理を愛し、守るべき法を導入しようとした。しかも、新らしく形成されようとした欧州の国際関係にたいして、グローチウスは偉大な立法者の役割を果たしてゆかねばならなかった。彼は人心に訴えるあらゆる権威を援用して、世界法秩序の建設を主張した。従って彼の博学、彼の世界観、彼の信仰は当然に彼の法思想に反映した。グローチウスの『平戦法論』は何と云っても、自然法という大きな基盤の上に立てられていたし、彼の後継者が彼を近代自然法の設立者であると言うのは誤りではない。自然法思想はそれだけ後世に大きな影響を与えた。しかし、グローチウスの意図したものは、近世自然法論の創設ではなくて、これを使って新しい欧州に国際法を樹立し、これにより乱れた欧州に再び平和を回復することにあった。グローチウスは、自然法学者であると称せられる以上に偉大であり、学問の世界を越えて偉大な立法を目標にしていたのである。

グローチウスの世界秩序にたいする考え方は、前に記した贖罪論の思想に現われている。彼の贖罪論は、欧米

の神学史においては相当注目されているのかかわらず、法学者の方からは全く関心を示されていない。贖罪論は、宗教改革の時代において、激しい論争的であり、救済は人間の行為によって実現するか、はたまた神への信仰によって与えられるのか、教会をあげてのきびしい態度決定の問題であった。グローチウスは、一六一七年に『キリストの贖罪について、ハウスタス・ソシヌスにたいするカトリック教義の弁護論』*Defensio fidei catholicae de satisfactione Christi adversus Faustum Socinum senensem, 1617.* を発表している。ここでグローチウスは、キリストの贖罪の意味を、統治者としての神の支配のうちに見いだし、人間の罪にたいする神の怒りを緩和 relaxation する愛の表現だと主張している。グローチウスによれば、キリストの贖罪 *satisfactio* は、人類の負債の正確な弁償 *solutio* ではなく、神の義と愛の同時的な顕現である。統治説 *regal theory* と呼ばれるグローチウスの贖罪論は、法学の神学への移入とも考えられるが、また神学の法律学への沁入であり、彼の贖罪論が、そのまま『平戦法論』の国際法体系の上に大きく姿を現わしてくると見られる。贖罪論における義と愛の対立

は、アリストテレス以来の交換的正義 *justitia commutativa* と配分的正義 *justitia distributiva* の分類に相応するもので、彼の統治的正義 *jus rectorium* の考え方は『平戦法論』で顕著な機能を果しており、この特色はつとにウェストレーク⁽¹⁸⁾ John Westlake によって指摘されているところである。ただウェストレークは、厳格法を愛によって緩和するというグローチウスの思想の特徴を、『平戦法論』を読み抜いて摘出したが、私はグローチウスの『贖罪論』から神の正義の顕現として愛による刑罰の執行猶予という考え方を捕え、これがすなわち、グローチウスの思想の基調であるとなすものである。まことに、グローチウスの『平戦法論』における国際法体系は、刑罰論を骨格とする法秩序であり、彼が神の支配と考える秩序の地上的再現であった。いいかえれば、彼の『平戦法論』は思想体系として贖罪思想の副本であった。かくして神の摂理を地上的秩序と同視するところから、プロテスタントの正統派より、彼の宗教は真の宗教でなく、罪悪観が浅く、十字架を刑罰の実例とみるにすぎずと批判される。しかしながら、宗教改革が宗教を社会のなかに解放し、人間の制度にたいし信仰をもって対処する人

間の態度に革新的意味を認めたと見る自由神学の立場から⁽²¹⁾は、グローチウスの信仰も本道を離れず、底に流れる誠実さによって浄化されているものだと言わねばならない。彼は実に寛容 *tolerance* を説き中道を歩んだ秀れた神学者であり法学者であった。

(18) Vollenhoven: *Encyclopedia*, Vol. 7, p. 178.

田畑茂二郎『国家平等觀念の転換』昭和二十六年。『国家平等思想の史的系譜』昭和三十三年。

(19) International Grotius Foundation for the propagation of the Law of Nations は一九四八年に創設され、毎年夏にグローチウスの命日を記念して国際的な集會を開催して、昨年夏は十一回の大会を行った。目的は国際法の普及にあるが、本部はミューンヘン市役所に置かれ、現在の会長はハンス・ケラー氏である。

(20) Oppenheim, L.: *International Law*, 3 ed., Vol I, p. 101.

(21) D'Entrèves, A. P.: *Natural Law, an introduction to Legal Philosophy*, 1951. p. 50. 久保正幡訳七三頁。Walker: *History*, p. 337.

(22) Ahrens, Heinrich: *Naturrecht oder Philosophie des Rechts und des Staates*, 1870, S. 94. *Naturrecht nach den Volesungen von W. Snell* (1789—1851), S. 45.

- (11) Jellinek, Georg; Allgemeine Staatslehre, 1922, S. 58. 大西訳七四頁。
- (12) 和田小次郎訳「シュタムラー法及び法学の本質」八頁。
- (13) Fritz Berolzheimer; The Words' Legal Philosophies, translated by Jastrow, pp. 115—116.
- (14) 牧野英一「グローチウスの基礎と批判」『法学志林』二七卷六号大正一四年。
- 牧野英一「グローチウスに於ける神と自然法—田中(耕)教授に答へて」『法学協会雑誌』四七卷二号昭和四年。
- (15) タントレーヴ『自然法』七四頁。
- (16) 井上茂『自然法の機能』一一〇—一二七頁。
- (17) Collingwood, R. G.; The Idea of History, 1946, Galaxy Book, pp. 60, 61.
- (18) グローチウスの贖罪論については、一般のキリスト教義史の文献を参照すべく、私の見たものは、主として左の如きである。
- Grensted, L. W.; Short History of Doctrine of Atonement, Manchester, 1920.
- Lidgett, J. S.; Spiritual Principle of Atonement, London, 1923.
- Dale, R. W.; Atonement, London, 1924.
- 桑田秀延『基督教神学概論』昭和一六年。
- (19) Westlake, John; Chapters on the Principles of International Law, 1894, pp. 36—51.
- ; The Collected Papers of John Westlake on Public International Law, 1914, pp. 36—51.
- (21) 桑田秀延『基督教神学概論』三五九頁。
- 一又正雄「グローチウス」『法律思想家評伝』二六頁、二八頁。
- (22) Sohm, Rudolf; Outlines of Church History, translated by Sinclair, 1958, pp. 146—161.

三 グローチウスの国際法体系

グローチウスの国際法体系は、彼の『平戦法論』に展開している。彼がこの書によって意図したものは、実践価値であり、中世の統一的法秩序が崩壊して三十年戦争の惨害に悩んでいた欧州に法と秩序を与えることであった。統一的な封建秩序が崩壊し、当時の新らたに勃興した主権者間には現実的に法と目すべきものは、必ずしも一般的には存在していなかった。部分的に存在した正戦論・宣戦法や外交使節及び領事の慣行、海軍法規、外人法などを数えても、いわゆる一般国際法はまだ成立していなかった。断片的に散在していた国際法規と学説を集大成することは、彼の仕事に含れたが、彼はそれ以上広く欧州の国際秩序確立のために立法者として乗りださなければならなかった。このためには、設定される

一般国際法の基礎を固め、万人にたいして説得力のあるものにならなければならない。彼は『平戦法論』の序言の冠頭で、「多くの人民の間、または人民の支配者の間における法は」「現在までに何人も全体的かつ体系的に取扱っていない」と書きだして、自分が始めて戦争と平和の法を打ちたてる抱負を示し、人間の社会的本能 *appetitus societatis* より発する自然法の基礎の上に国際法の成立を提唱する。従って、彼の課題は単純な成法論にとどまらず、ほとんど立法論であったが、彼の主観的な頭脳のなかでは成法 *lex lata* も立法 *lex ferenda* も区別されず、国際法は成立するという客観的な真理の記述としてしかも主として政策論が展開する。それなればこそ、ここにもグローチウスの法思想の創造性が発見されるのである。立法者としてのグローチウスが果すべき課題は次ぎのようなものであった。

一 大立法の課題

一般国際法を如何にして成立せしめるか。その基礎・淵源・権威をどこに求めるか。

二 小立法の課題

(1) 戦争の発生を可能的に減少せしめたいが、戦争を

始めるのを許される正当な原因は何か。

(2) 戦争の正当原因が権利侵害に求められるとすれば、守るべき権利は何か。

(3) 戦闘のもたらす惨害を制限するために、交戦手段を制限したいが、戦争における法は何か。

グローチウスは第一の大立法の課題に答えるために、『平戦法論』の序言と第一編第一章を用意している。彼は設定される国際法の根本的基礎として自然法をあげる。しかし、彼はその理論の訴えのために、注意深くあらゆる法源を援用し、人間の理性への訴えを補強しようとした。事実その当時自然法として主張できるものだけでは、狭すぎるし、また甚だ厳格に失した。そこで、自然法のみならず、神意法さらに約束と慣行によって現われる人意法も動員されねばならなかった。自然法と神意法とは必ずしも一致せず、神が欲し給うた故に法になったものが神意法であるが、神の権威はまた自然法の基礎を強化する面がある。「最も聖なる法においては、自然法がそれ自体要求するところのものよりも、二層大なる程度の聖徳を命ぜられている」(Prolog. 50) から、神意法は自然法から区別され、つづいて「教訓に背くことは問

違っており、罰せらるべきであるが、最高の完成に向けて努力することは、高潔な目的を有するものであって、その報いはかならずあるということを、われわれが知ることができるよう思い、われわれにたいして命ぜられたというよりも、むしろ勧められたもの」として書き留めている。この点で神意法は、厳格な最低限の自然法よりも広くして高い、すなわち最高限の道德的要請を求めていることを注意しておきたい。⁽²²⁾

グローチウスの第二の小立法の課題のうち、(1)の点については『平戦法論』の第一巻及び第二巻第一章及び第二章以下が充てられる。伝統的な正戦論がここで整理される。(2)の点については、第二巻第二章以下が充てられ、平時法の説明で、ローマ法の類推が広く行われる。(3)の点については、第三巻が充てられ、戦争の人道化が説かれ、とくに自然法にたいする緩和 *Temperamentum* が章の名にまで現われてくるほど大きな働きをする。ここでは戦争にかんする権利の完全な執行が行われないことが人道的であると教示される。

グローチウスの法体系は、刑罰論的構成だと前述したが、設定された国際法の実体は戦争法で、そこにおいて、

戦争は権利侵害にたいする報復として許され、権利回復のための執行行動が法によって規制されるという建て方が採用され、国の交戦権は戦争を始める権利 *ius ad bellum* と戦争中における権利 *ius in bello* に分けられる。

田岡良一博士が、グローチウスの『平戦法論』が、「その主眼とする所は戦争法の研究であり、ただ戦争の正当な原因の研究の中で平時法に触れているに過ぎない。当時の正戦学説によれば、戦争は、国家の重大な権利の侵害があるとき、この侵害を排除し権利を回復するために、他にとるべき手段のない場合に限り正当となる。従って戦争の正当原因の研究は勢い国家が平時法上いかなる権利をもつかの研究に到る」と説明されているが、簡潔にして要を得た解説だと言わねばならない。⁽²⁴⁾

一般国際法の基礎に自然法とともに神意法が置かれたことを指摘したが、グローチウスが戦争を終結させるために早く講和を結ぶことを愛と理性の声によって提唱したことは極めて興味がある。「戦争遂行の全過程において、常に平和を目標としない限り、安らかなる、かつ神を信ずる心を保持しえなす」(De Jure Belli, Lib. III, Cap. XXV, 2)「主の最良の解釈者は、われわれがなしうる限

り、力めてすべての人と相和ぐべきことをわれわれに望むべし」(De Jure Belli, Lib. III, Cap. XXV, 3)と記して、神意法の戒めを示している。さらに、第二段として自然法的論法を採用し、強敵との長期にわたる闘争は破滅的なもので、「戦に敗れてすべての所有物とともに破滅するよりは、強者にたいしてその一部分を与える方がましである」(De Jure Belli, Lib. III, Cap. XXV, 4)と勧め、また、戦勝者にとっても、予期しない変化が生じやすく、「有利な間に講和を与えるものにとつて講和は多大の利益となり、勝利は期待した以上に良くかつ確実なものとなる」(De Jure Belli, Lib. III, Cap. 25, 5)となし、もし、双方が互に同等の力を有するように思われるならば、「双方が自らを信じているから、講和を締結するのに最良の時である」(De Jure Belli, Lib. III, Cap. 25, 6)と記しているが、ここに出てくるものは、理性による計算である。

グローチウスの記述する『平戦法論』は、刑罰論の体系であり、訴権論の体系であった。まず戦争を始める権利 *ius ad bellum* は、自己の権利が侵害される場合に生じ、戦争の正当原因は危害 *injuria* を受けることを除い

ては他に何も存しえない。自然法によって生命・身体にたいする危害の防衛のために戦争は許される。グローチウスは、ここでも愛による緩和を望み、「攻撃された者は、加害者を死に致らしめるよりも、むしろ逃亡せしめ、または弱らしめ得るようなことを選ぶべきであり」(De Jure Belli, Lib. II, Cap. I)「殺すよりも、むしろ殺される方を選ぶものは、一層賞讃に値いする。」と言う。彼は、公的に有用な人に向かって防衛することは、愛 (*caritas*) の法則に反するから時には許されないとし、「加害者の生命が多くものにとつて有用なため、罪となることなしには彼を殺しえない。」これは神意法によるのみならず、自然法自体によつても真実である。けだし、「自然法は、報償的正義と呼ばれるものの命令のみでなく、例えば、自制・忍耐・熟慮のような他の徳の行為をも含み、ある場合には美風であるのみならず、義務を含むからである。」(De Jure Belli, Lib. II, Cap. I, 9)とす。さらに、財産の防衛のために人を殺すことは自然法によつて許されるが、「キリストは、神の像をなしわれわれと同じ血から生れた人間を殺すよりも、むしろより大なる財産を棄てることを、いかに一層望み給うたこと

が。故に殺人を生じる危険のないように財産を守りうるならば、それは正しいが、もしそうでないならば、財産を棄てるべきである。」と戒めている。⁽²⁶⁾

戦争における権利 *ius in bello* は、後世の国際法学者に使われる用語によれば交戦者の権利である。権利が侵害されたとき、権利確保のために必要な手段は、その実力的行使として許される。交戦者の権利は戦争の必要のために相当に広く厳しい範囲まで認められ、これを自然法は肯定する。しかし、この交戦法において、グローチウスは厳格法を愛 *civitas* の法によって緩和しようと努力する。彼は、愛の法をいろいろな言葉で表現している。⁽²⁶⁾ 衡平と善 *aequitas et bonitas* 最高の衡平と善 *vis quod aequius meliusque respectus* キリスト教的善 *bonitas Christiana* 道徳的規準 *ex morali ratione faciendum* 廉恥 *pudor* 面目 *honestas* 寛大 *liberalitas* 仁慈 *misericordia* など使用されているが、すべてはキリスト教的背景のもとに述べられた愛の法である。「権利の厳格な解釈と合致するものも、すべての点において常に許されるといふものではない。隣人愛 *proximi caritas* は、しばしば、われわれの権利を最高度まで用いることを、許容し

ないのである。」(De Jure Belli, Lib. III, Cap. 1, 4) そして具体的な愛の法による自然法の緩和は沢山の事例によって説かれている。例えば、敗者を殺傷することは許されるのであるが、勝者が彼自身を死滅又はそれに類する損害から救う必要のあるとき、または敗者が犯罪を犯したときに限り、これを行うべきである。財産は軍事的必要のためでなければ破壊してはならない。敗者には、その戦争の原因の正否にかかわらず、その自由と自治を、とりわけ宗教の事項について、残されねばならないと説く。⁽²⁷⁾ 戦争の人道化を愛の法に訴えて説きゆくグローチウスの宗教的熱意には全く打たれるものがある。

寛宥と中庸を説くグローチウスの国際法論は、結局彼の死後三年余にして、宗教にかかわりなく欧州の主権者を共存せしめ一般的で恒久的なキリスト教的平和と真正で誠実の友誼関係とを回復する、ウェスフリア条約の成立(一六四八・一一・二四)に大きく影響を及ぼした。新旧両陣営間の三十年の持久戦は、宗教的信条にかかわりなく、グローチウスのな複数国家の法的体制を採用することによって、平和と秩序を確立しえた。彼の統治的正義に基づく愛の法によって最大限の世界秩序を樹立

しえないにしても、少くとも報償的正義 *justitia exple-*
fix に合する最低限度の自然法的秩序の設定は現代にお
いても必要だと思われない。グローチウスが反対
派教会にたいして何らの偏見を示すことなく、また異教
徒にも約束の成立を説いた寛容と自由の信念には今さら
に感動を覚えるものがある。彼の理論の訴えは、キリス
ト教的良心への訴えであったが、もしそれが功を奏さな
くとも、少くとも最低限度として是非得失を弁える共通
知覚 ⁽²⁶⁾ *sensus communis* に向って発せられた最後の訴えだ
ったと見られるであろう。『平戦法論』の巻末に録され
ている彼の祈禱は、⁽²⁷⁾ 危機にある世界の命運に直面した同
存する人類の共通の希願だと思われてならない。

神よ、全能の力もてこれらの教えを、キリスト教の
事柄につき責任あるものの胸に銘記せしめ給え。彼等
に神と人との法を弁える知能 *juris intelligentiam* を与
え給え。彼等を導いて、神の最も慈しみ給う生物たる
人間の統治者として選ばれ委ねられたことを常に想起
せしめ給え。

(22) 最低限度の世界秩序という考え方を判然と打ちだした
のはマッテューガハ教授である。Myres S. McDougal &
Florentino P. Feliciano: *Law and Minimum World*
Public Order, 1961.

(23) グローチウスの平戦法論第三巻に、緩和という文字を
入れた章は、左の如く、六章がある。第一章正戦におけ
る殺戮権の緩和、第二章荒廃その他類似の事柄における
緩和、第三章捕獲物に関する緩和、第一四章捕虜に関す
る緩和、第一五章支配権の取得に関する緩和、第一六章万
民法によりて戦後復権を有しないものに関する緩和これ
である。

(24) 田岡良一「国際法の歴史」『国際法講座』第一巻七五
頁。

(25) 平戦法論第二巻一章には、戦争開始に際しての自然法
の緩和の教訓が多く散見する。特に、四、八、九、一〇、
一三などの諸節参照。

(26) Westlake; 尚第二巻第二章参照。Chapters, p. 44.

(27) Nusbaum; p. 110, 111.

Walker; *History*, pp. 319—329.

(28) *De Jure Belli*; Lib. I, Cap. I, 12.

(29) *De Jure Belli*; Lib. III, Cap. XXV, 8.

(一橋大学教授)